

足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

第20版
(一部改訂)

令和6年2月26日

足立区新型コロナウイルス対策本部

「足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」としているが、新型コロナウイルスに限らず、区の基本的な感染対策として本ガイドラインを活用していく。

厚生労働省の通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年3月31日付）」等を参考に、令和5年5月8日（月）以降の区の方針は次のとおりとする。

なお、感染が急拡大している時期や、医療機関・高齢者施設など重症化リスクの高い方が多い場面では、必要に応じて感染対策を強化していく。

1 政府の方針等について（上記厚生労働省の通知から一部抜粋）

（1）今後の方針

- ① 感染対策を一律に求めず、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
- ② 個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。

（2）基本的な感染対策の考え方

基本的な感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。ただし、次の場合にはマスク着用を推奨する。 ① 医療機関の受診時 ② 高齢者等の重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時 ③ 感染流行期に重症化リスクの高い方が、人との距離が確保できない混雑した場所に行く時 ④ 通勤ラッシュ等の混雑した電車やバスに乗車する時（概ね全員の着席が可能な新幹線や貸切バス等を除く） ⑤ 施設の利用やイベント参加時に事業者からマスクの着用を呼びかけられた時
手洗い等の手指衛生	基本的感染対策として、引き続き有効
換気	
「三つの密」の回避	流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効
人と人との距離の確保	

（3）その他感染対策の考え方

その他感染対策	対策の効果
入場時の検温	発熱者の把握や健康管理意識の向上に資する可能性あり
入口での消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果
アクリル板等の設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効

2 区の方針等について

(1) 主な感染対策

感染対策	対策内容	2月26日(月)以降
手洗い等の手指衛生	消毒液を区施設入口に設置	「手洗い等の手指衛生や換気は、基本的な感染対策として引き続き有効」との国や都の考え方を参考に、当面の間、継続する。
換気	① 機械換気による常時換気 ② 機械換気がない場合、窓開けによる換気 ③ 二酸化炭素濃度測定器や空気清浄機(HEPAフィルタ機能付)の併用	
屋内の区施設・イベント入場時の検温	A Iサーモグラフィの設置	次の条件を全て満たす施設のみ、当面の間、設置を継続する。 ① <u>施設利用者が、発熱していても自ら申し出ることが難しく、感染源となる確率が高い。</u> ② <u>限られた空間に多数の人が集まる。</u> ③ <u>妊婦、高齢者、障がい者(児)など感染によるリスクの高い方が利用する。</u>
飛沫防止パネル	不特定多数の区民が利用する窓口や相談室、会議室への設置	「飛沫を物理的に遮断するものとして有効」との国や都の考え方を参考に、当面の間、設置を継続する。
区職員のマスク	飛沫防止パネルが設置されていない場合、窓口対応等の職員はマスク着用	政府のマスク着用の考え方と同様とする。

※ 区民や職員等の不安払拭のため、冷水機の利用については引き続き中止する。

【参考】政府のマスク着用の考え方

マスクの着用は個人の主体的な判断を尊重する。

ただし、高齢者等の重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、次の場面ではマスクの着用を推奨する。

- ① 医療機関の受診時
- ② 高齢者等の重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ③ 感染流行期に重症化リスクの高い方が、人との距離が確保できない混雑した場所に行く時
- ④ 通勤ラッシュ等の混雑した電車やバスに乗車する時（概ね全員の着席が可能な新幹線や貸切バス等を除く）
- ⑤ 施設の利用やイベント参加時に事業者からマスクの着用を呼びかけられた時